



事 務 連 絡

平成 2 1 年 5 月 1 4 日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について（第3報）

新型インフルエンザに関する対応については、既に平成21年4月28日付け及び5月1日付けの事務連絡で御連絡しているところですが、国内の修学旅行等について実施の中止を含め再検討する自治体が一部見られるところですが、しかしながら、現段階では、国内の修学旅行等について自粛を含めた再検討を求める情勢ではないと認識していますので、都道府県保健部局等とよく相談し、正確な情報に基づき適切な対応をお願いします。

5月1日付け事務連絡で示しているように、政府は5月1日付けで基本的対処方針を改定しており、その中で「国内で患者が発生した場合には、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、・・・弾力的、機動的に以下の措置を講ずる」こととされ、その措置の中に「必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請」も含まれているところですが、今回の新型インフルエンザについては、現在及び今後の知見を踏まえ、弾力的、機動的な対応をすることとされており、5月1日付け事務連絡の留意点を踏まえ、都道府県保健部局等とよく相談して対応するなど、引き続き、正確な情報に基づき冷静な対応をお願いします。

また5月13日付けで厚生労働省から、停留期間を10日間から7日間に変更すること、健康監視の期間を7日間に変更することが示されました。4月28日付け事務連絡で示しているように、新型インフルエンザ発生国・周辺地域から帰国した児童生徒や教職員等が、各学校において風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとるよう御指導よろしくをお願いします。

(参 考)

(別紙1) 政府における基本的対処方針 (平成21年5月1日決定)

(別紙2) 新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会の報告について
(平成21年5月13日)

○文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口

対応時間：午前9時～午後6時30分 (平日、休日ともに)

電話番号：03-6734-2957

○参考ホームページ

(首相官邸ホームページ)

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

(外務省ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(文部科学省ホームページ)

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○学校保健・その他：スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係 (内2918)

○国内修学旅行：初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査分析係 (内3057)

○海外修学旅行・高校生留学・帰国児童生徒の受入れ：初等中等教育局国際教育課
国際理解教育係 (内3562)

○国立大学附属学校：高等教育局大学振興課教員養成企画室教育大学係 (内3498)

○私立学校：高等教育局私学部私学行政課法規係 (内2532)

○専修学校・各種学校：生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校第一係 (内2939)

基本的対処方針

政府は、新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型インフルエンザへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、次の措置を講ずることを決定した。

- 一. 国際的な連携を密にし、諸外国における罹患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払い、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対し、厚生労働省・外務省や自治体等の相談窓口において適切に対応する。
- 二. 在外邦人に対し支援を行うこと及びウイルスの国内侵入をできる限り防止することを目的として、各国における感染の度合いを勘案し、以下の水際対策を実施する。
 - (一) メキシコ等発生国への感染症危険情報の発出
 - (二) メキシコ等発生国の在外邦人に対する情報提供、タミフルが医療機関から払底した場合の在外邦人への提供等支援の強化

(三) メキシコ等発生国からの邦人の帰国を支援するための諸対策の推進

(四) 検疫・入国審査の強化、空港における広報活動の強化

(五) 必要に応じ、メキシコ等発生国からの入国者に関する査証審査の厳格化

(六) メキシコ等発生国から入国した感染者や感染したおそれのある者に対する隔離・停留及び空港等における警備強化

三. ウイルス株を早急に入手し、検査法の確立、病原性等の解析及びパンデミックワクチンの製造に取り組む。

四. 新型インフルエンザの疑いのある患者の届出があったことを踏まえ、患者の国内での発生に備え、以下の対策に万全を期する。

(一) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報提供

(二) 発熱外来の早急な整備

(三) 国内サーベイランスの強化

(四) 疑いのある患者への迅速・的確な医療の提供

(五) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業

者に対する供給体制の確認や注意喚起

五. 国内で患者が発生した場合には、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、四に加え、弾力的、機動的に以下の措置を講ずる。

(一) 積極的疫学調査の徹底

(二) 患者や濃厚接触者が活動した地域等における感染拡大防止措置の徹底

○ 外出にあたってのマスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットの徹底等の呼びかけ

○ 不要不急の外出自粛の要請

○ 時差出勤や自転車・徒歩等による通勤の要請

○ 集会、スポーツ大会等の開催自粛の要請

○ 必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請

○ 事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請

(三) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通と適切な使用

(四) 医療従事者や初動対応要員等の保護

平成21年5月13日
新型インフルエンザ対策推進本部
照会先:メディア班
(電 話) 03(3935)3040
内線(8778, 8779, 8780)

報道関係者 各位

新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会の報告について

本日、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会(委員長:尾身茂自治医科大学教授)の報告が公表されましたので、別添のとおり情報提供いたします。

厚生労働省としては、本報告を踏まえ、今後の対応を講じることとし、具体的には以下のとおり取り扱うこととします。

1 停留期間の変更

本日より、停留期間を10日間から7日間に変更。原則、現在停留中の方々についても、停留期間を7日間に短縮。

2 健康監視の期間の変更

国内に入国し、保健所による健康監視が行われているの方々について、健康状態の報告や外出自粛等を要請する期間を7日間に変更。

平成 21 年 5 月 13 日

新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会 報告
(停留に関する報告)

現在、わが国の新型インフルエンザ対策は、第一段階：海外発生期として関係諸機関における所要の措置が実施されているところである。さる 5 月 10 日、当委員会は成田空港の検疫体制において発見された 4 人の日本人新型インフルエンザ患者について、その疫学情報と臨床経過を詳細に検討した。

その結果、今回の日本人 4 人の新型インフルエンザ患者の臨床経過は、季節性インフルエンザと極めて類似していた。その意味で、今回の日本人 4 例の臨床的知見は今までに得られた国際的知見¹と極めて近い。4 人と数は少ないものの、現時点において日本人における感染が諸外国と比べ、特に、例外でないことを確認できた。但し、基礎疾患のある人を中心に、一部重篤化する例が報告されていることに留意すべきである。

この認識に基づき、わが国の H 1 N 1 新型インフルエンザ対策の

¹ 5 月 7 日にニューイングランドジャーナル誌に発表された 6 4 2 人の新型インフルエンザ患者の解析に基づく論文等

一環としての水際対策については、以下のように実施すべきである
と考える。

わが国が実施してきた水際対策については、国内への新型インフル
エンザの侵入を防ぎ、国内感染が拡大することを阻止する目的で
一定の効果をもたらしてきたものと考えている。今回、成田空港で
実施している検疫体制において、4人の新型インフルエンザ患者を
早期に発見し、専門的な医療につなげるとともに、濃厚接触者に対
しては停留措置をとり、国内へのウイルスの侵入を防ぐための効果
を上げた。

現在、停留措置は10日間としているところであるが、これは高
病原性H5N1 鳥インフルエンザウイルスに由来する新型インフルエン
ザウイルスを想定した対策である。一方、米国CDCが発出したガイ
ダンス²によるとH1N1 新型インフルエンザの潜伏期間は1～7日
とされており、今回の日本人4人の感染事例における病状もそれと
矛盾しないと考えられた。

このため、専門家諮問委員会としては、停留対象者に過重な負荷
となりつつあるこの措置を10日間から7日間に縮小しても、十分

² CDC Interim Guidance for Clinicians on Identifying and Careing for Patients with Swine-origin InfluenzaA(H1N1) Virus Infection May 4, 2009

にこれまでの水際対策の効果を維持できるとの結論に至った。

したがって、停留をはじめ、新型インフルエンザの潜伏期間に基づいて実施されている各種の水際対策については、その潜伏期間を7日間であることを前提として取り組むように要請する。

なお、専門家諮問委員会としては、新しく得られた知見を基に、今後とも更なる提言を行う方針である。